（その19）

３　不動産の利用の現況

12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されている場合で、様式（その 17）の項目のうち、アからウまでの項目の資産のいずれかを有している団体のみ作成すること。
なお、資金管理団体は、平成 19 年８月６日以後は不動産を取得し、又は保有してはならないこととされており（法第 19 条の２の２）、ここで記載されるものは、同日前に取得し、又は保有したもの等についての利用状況であること。

不動産の内訳			項目別区分			
摘　　要	用　　途	利　用　の　現　況				
		事務所以外の用に供している場合				
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額	

※　作成に当たっては、様式（その 17）の項目のうち、アからウまでの項目ごとに記載し、それぞれ別葉とすること。